

社会福祉法人 広島県共同募金会

地域活動支援プロジェクト配分要領

地域テーマ募金の「地域活動支援プロジェクト」の参加団体に対する配分は、「地域テーマ募金実施要綱」第6条に基づき、本要領により行うものとする。

また、本要領は、広島県共同募金配分規程及び広島県共同募金配分先基準などに準拠する。

1. 配分目的

地域の課題を解決するために、地域が自主自立する必要性を普及啓発すること及び参加団体の活動資金を支援できる環境を整備することを目指し、地域の住民団体等が市区町社会福祉協議会と協働して「新しい支え合い」を実現させ、地域福祉が向上することを目的とする。

2. 配分対象事業

当該地域の市区町社会福祉協議会より推薦され、本会配分委員会に承認された事業を対象とする。

なお、一事業の申請額の上限は、原則として300万円（最低10万円）とする。

3. 配分方法 ①使途選択募金

1月1日より3月31日までの3月間に入金された参加団体あての指定募金は、使途選択募金として、その全額を当該団体に配分する。

なお、参加団体あての指定募金は、本会が作成した参加団体用の募金用紙の郵便払込用紙を使用したもの及び本会への入金時に参加団体が特定できたものに限定する。

但し、4月1日以降に入金された参加団体あての指定募金は、通常の共同募金として処理される。

②マッチングギフト

1月1日より3月31日までの3月間に入金された参加団体あての指定募金が、申請金額の1/2までの場合、指定募金額の同額をマッチングギフトとして加算して、当該団体に対し、共同募金配分金として交付する。

また、指定募金額が申請金額の1/2を超えた場合、事業執行が目的のため、申請金額が満額になるまでの金額をマッチングギフトとして加算し、当該団体に対し、共同募金配分金として交付する。

但し、本プロジェクトの趣旨及び目的から、指定募金の入金件数が10件未満の場合には、マッチングギフトの加算を行わず、指定募金額のみを当該団体に共同募金配分金として交付する。

なお、指定募金額が申請金額を超えた場合、その指定募金額のみを当該団体に共同募金配分金として交付する。

4. 配分金の交付時期

7月上旬

5. 配分についての報告

参加団体は、事業年度（翌年度）終了後1月以内に、配分金の使途を明示した完了報告書を、参加社協を通じて、本会に提出しなければならない。

6. その他

- 参加団体は3年間（継続及び通算を問わず）の参加を限度とする。
- 参加団体は、当該事業が「赤い羽根共同募金」の配分金によるものであることを明示しなければならない。
- 本要領は、平成26年5月27日に決定し、同日から施行する。
令和元年6月12日に一部改正し、同日から施行する。
令和3年3月2日に一部改正し、同年4月1日から施行する。
令和4年6月17日に一部改正し、同日から施行する。